

労働委員会の紛争解決制度について

長崎県労働委員会事務局

令和8年度 集団指導資料





Ⅰ 令和7年度の医療・福祉業界からの労働相談件数 (県労働相談情報センター)

168件

相談内容：賃金、解雇、雇止め、ハラスメントなど

→長崎県では、医療・福祉業界の就業者数が多いため、
労働トラブルも多く発生していると考えられます。





2 医療機関・福祉施設からの相談

使用者側（医療機関・福祉施設等）からの労使紛争に関する相談事例もあります。

〈使用者の方のお悩みの一例〉

- 裁判はお金がかかる。
- 早く解決したい。
- 会社の主張も聞いてほしい。
- 組合と対立している。
- 専門家の意見が聞きたい。

従業員とトラブルになって困った。





3 労働委員会の「あっせん」で解決

- 裁判はお金がかかる。 ⇒ 費用無料
- 早く解決したい。 ⇒ 迅速解決
- 会社の主張も聞いてほしい。 ⇒ 公平中立
- 組合と対立している。 ⇒ 丁寧に仲裁
- 専門家の意見がほしい。 ⇒ 弁護士・労働組合役員・
経営者などがサポート





詳しく説明いたします。

労働委員会に
ついて

あっせん制度
について



4 労働委員会

労働委員会は

働く方や労働組合と事業主の方とのトラブルを解決する

ため、各都道府県に設けられている専門的な行政機関です。



公益委員



労働者委員



使用者委員

〈特徴〉

- 公平な第三者的立場である公益委員と労使それぞれの事情に精通した労使委員が参加
- 異なる立場から任命された委員が協力して紛争解決にあたることで、弾力的な紛争解決を図る



5 労働委員会の主な業務

- (1) 労働争議の「あっせん」
- (2) 個別労働紛争の「あっせん」
- (3) 不当労働行為の審査
- (4) 争議行為の発生届・争議行為の予告通知の受理
- (5) 労働争議の実情調査

※本日は(1)(2)を説明いたします。

(3)～(5)について詳しく知りたい方は長崎県労働委員会ホームページをご覧ください。





6 労働委員会の組織

【労働委員会】

：労働問題の専門家

公益委員

労働者委員

使用者委員

【事務局】

：委員をサポートする

事務局長

調整審査課



7 労働委員

長崎県労働委員会は、公労使各5名ずつ、合計15名の委員で運営しています。



公益委員

弁護士、大学教授など
→公平な第三者的立場



労働者委員

労働団体役員など
→労働者側の事情を的確に把握する役割



使用者委員

会社経営者、使用者団体役員など
→使用者側の事情を的確に把握する役割



7 労働委員

「公・労・使の三者構成」が労働委員会の最大の特徴となっており、
各々の専門性の発揮とともに、特に使用者委員と労働者委員は、当事者と同じ立場にある委員として、
双方の気持ちを汲んで本音を引き出し、意見を聴いて説得することにより、
丁寧で満足感のある合意を導きます。



公益委員



労働者委員



使用者委員



8 「あっせん」の対象

- ① **労働組合**と**使用者**との間で起きた労働関係の紛争で、当事者間で解決できないとき
- ② **労働者個人**と**使用者**との間で起きた労働問題のトラブル（解雇、ハラスメント、賃金未払いなど）で、話し合いがまとまらないとき

※あっせん対象の事案であるかどうかは、長崎県労働委員会ホームページをご覧ください、事務局までお問い合わせください。



8 「あっせん」の対象

労働トラブルの事例

●労働組合と使用者の間の紛争

- ・賃金や一時金の交渉が行き詰まっている。
- ・組合員の解雇についての話し合いがうまくいかない。

●労働者個人と使用者の間の紛争

- ・会社が把握していない残業代を請求された。
- ・雇い止めされたが、納得がいかない。



9 「あっせん」の方法

公・労・使の三者からなる、あっせん員が間に入り、
双方の主張を確かめ、歩み寄りを促して解決に導きます。



公益委員



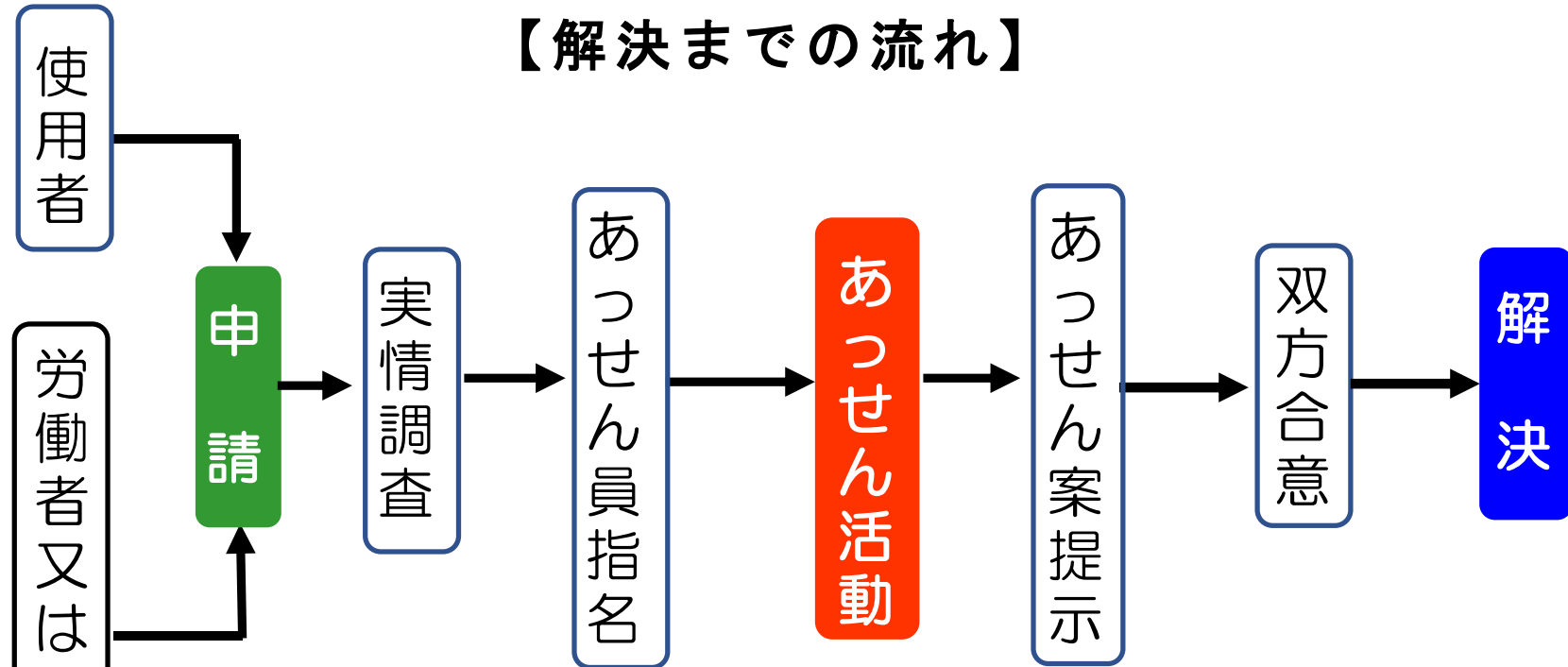
労働者委員



使用者委員



10 「あっせん」の流れ



- ※次のようなときは「あっせん」を打ち切る場合があります
- ・双方の主張の隔たりが大きく、解決の見込みが立たない場合
 - ・あっせん案を提示した際に双方又は一方が拒否する場合



Ⅱ 使用者（会社）からも申請可能です

「あっせん」は、使用者の方も申請できます。



「あっせん」を受ける立場になられた場合も、労働委員会が、双方のお話を丁寧に聞き取り手続きを進めます。

ぜひ「あっせん」の場をご活用ください。



12 さいごに

労働委員会による労働紛争の「あっせん」などについて、
さらにお知りになりたい方は、
長崎県労働委員会事務局へお気軽にお問合せください。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟7階

TEL：095-894-3571

ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.jp/organization/rodo-i/>



みなが咲き、ながさき。

相談無料

秘密厳守

休日労働相談会

～10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です～

労働条件や労使関係など職場で起こる様々なトラブルについて、労働問題アドバイザーが、働く方、事業主の方、双方からの相談にお答えします！ぜひお気軽にご利用ください。

なんでも相談

佐世保会場

10月18日(日)

▶10時00分～16時00分

県北振興局天満庁舎
(旧県北会館) 3階会議室

▶佐世保市天満町1-27

長崎会場

10月25日(日)

▶9時30分～16時30分

長崎県庁行政棟
3階308会議室

▶長崎市尾上町3-1

事前予約 ☎095-894-3571 ご予約優先！

電話相談も受け付けます！

同時開催

10月18日(日)・10月25日(日)

▶9時30分～16時30分

☎0120-783-258

※県内からのお電話に限ります。



近年の相談事例

- ・賃金未払い
- ・パワハラ
- ・解雇
- ・雇止め

など

 長崎県労働委員会事務局

✉ s23000@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県労働委員会事務局

検索

☎095-894-3571



長崎の魅力に、
新たな変化を！

長崎の

拡大中！

ご視聴いただき
ありがとうございます

